

議案第 4 3 号

亀山市都市計画税条例の一部改正について

亀山市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 亀山市都市計画税条例（平成 17 年亀山市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加える。

第 2 条 亀山市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 15 項中「第 44 項若しくは第 45 項」を「第 43 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。